

記者発表資料

令和5年12月22日
九州地方整備局

◎建設業法違反の下記業者について、2ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札における参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社サトー
業者住所：東京都港区芝浦3丁目1番1号

2. 指名停止措置期間：令和5年12月22日～令和6年2月21日
(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、株式会社サトーが、九州地方整備局が所管する区域内の工事において、直接的雇用関係のない出向者を主任技術者として配置したことが、建設業法第26条第1項に違反し、第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和5年10月31日、東京都知事から監督処分（営業停止22日間）を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

当該業者たる株式会社サトーが東京都知事より営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第13号（下記参照）に該当する。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331

総務部契約課長 小柳 康孝（内線 2511）
(契約課直通：Tel 092-476-3509)

港湾空港関係
総務部契約管理官 坂本 起朗（内線 290）
(経理調達課直通：Tel 092-418-3345)